

第 3 9 4 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 5 年 (2 0 2 3 年) 1 0 月 4 日開催

第394回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和5年(2023年)10月4日(水)午後1時15分から

開催場所 県庁行政棟新館2階 職員研修室

出席者

(出席委員) 江口幸男 桑原千知 前田和昭 佐々木倫一 友村喜一 田代龍也
廣田幸英 深川英穂 澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 一宮睦雄
藤木美才 藤田香織

(欠席委員) 田中愛美

(漁業取締事務所) 船長 松井賢二 技師 桑崎大樹

(水産振興課) 課長補佐 石動谷篤嗣

(事務局) 事務局長 鮫島守 主幹 岡田丘 主幹 中根基行 参事 郡司掛博昭
技師 對馬康史

議 題

第1号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案 熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針について(照会)

第3号議案 うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただいまから第394回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中14名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第394回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

はい、どうも皆さんお疲れでございます。天候の方も本当に気温が高い日ばかりだったのですが、ここ何日かでだいぶ涼しくなってきました。天草に関してはですね、魚の種類も徐々に変わってくるだろうというふうに考えております。また、牛深ではかなりの水揚げがあつてるといふ状況でございます。

それでは、ただ今から第394回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議長

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は 友村委員 と 一宮委員 をお願いいたします。

水産振興課

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料2ページから41ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。説明するスライドをこちらの番号でお示し致しますので、スライドを表示しているスクリーン又はお手元の法令集の資料の見やすい方を御覧ください。

まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、大目流し網漁業など5つの漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、中目流し網漁業など3つの漁業です。

最初に新規の許可について御説明します。まず、大目流し網漁業についてです。スライド3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。大目流し網漁業では、スライド3番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、さわらやまながつお等を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド4番の参考図に記載しているとおりの時期によって区域が異なりますが、不知火海になります。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定め無し、漁業を営む者の資格については、資料2ページに記載のとおりとなっています。大目流し網漁業については、以上です。

次に、いか柴漬け漁業です。スライドは、5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。スライド5番の右の写真のように、木の枝を束ね海底に設置します。産卵のために近づいてきたいかを漁獲します。漁業時期は4月から9月までとなっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド6番の参考図に色付け

している火共第4号及び同第7号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻となっています。その他の内容は資料4ページに記載のとおりとなっています。いか柴漬け漁業については、以上です。

次に、たこつぼ漁業です。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番の右の図のような素焼きの壺を海底に設置して、たこを漁獲します。漁業時期は周年となっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド8番の参考図に示している天共第1号共同漁業権漁場の一部地先と天草有明海の公海部分となっています。許可予定の隻数は1隻であり、その他の内容は資料5ページから6ページに記載のとおりとなっています。たこつぼ漁業については、以上です。

次に、いかかご漁業についてです。スライドは、9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。スライド9番の図のような漁具により、こういか等を漁獲します。漁業時期は12月から6月までとなっております。有明海、不知火海で営まれています。今回、公示を予定しています制限措置の操業区域は、スライド10番の参考図に示している、天共第4号と天草有明海の公海部分を組み合わせた海域と、青色で色付けしている天共第12号共同漁業権漁場内姫戸地先の2種類となります。許可予定の隻数は、各1隻の計2隻であり、その他の内容は資料7ページから8ページに記載のとおりとなっております。いかかご漁業については、以上です。

次に、その他のかご漁業についてです。スライドは、11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。スライド11番の図のようなかごを設置し、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっております。今回、操業区域の異なる8つの制限措置の公示を予定しており、操業区域は、スライド12番の参考図に示している共同漁業権漁場内の各地先です。許可予定の隻数は合計12隻、その他の内容は資料9ページから17ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。以上新規許可の5漁業について御説明しました。

つづきまして、許可の有効期間満了を迎える3種類の漁業について御説明します。まず、中目流し網漁業についてです。スライド13番に漁法を14番に操業区域や許可予定の隻数を示しています。中目流し網漁業では、スライド13番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、あじ、このしろ、たちうお等を漁獲します。今回の制限措置における漁業時期は、3種類ございまして、1つ目が1月1日から12月31日まで、2つ目が2月1日から11月30日まで、3つ目が操業区域ごとに1月1日から12月31日までと2月1日から11月30日までに区分されたものとなっております。今回、操業区域の異なる19種類の制限措置の公示を予定しています。今回の制限措置の操業区域は、スライド14番の参考図に示している共同漁業権漁場と緑色で色付けしている不知火海の公海部分を組み合わせた区域となります。許可予定の隻数は不知火地区49隻、

天草地区63隻の合計112隻、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定め無し、漁業を営む者の資格については、資料18ページから35ページに記載のとおりとなっています。中目流し網漁業については、以上です。

次に、棒受網漁業についてです。スライドは、15番と16番です。棒受網漁業は、スライド15番の下段図の左から順に、あらかじめ海中に漁獲用の網、いわゆる敷き網を設置し、反対側の漁船の水面を集魚灯で照らし、いわし等を集め、次に網側の集魚灯を点灯することで敷き網の上に集魚したいわし等を誘導し、敷き網を揚げて漁獲する漁業です。漁期は、6月から12月までとなっており、天草海で操業されています。操業区域は、スライド16番の参考図右側に示した黒字と赤字で囲まれた区域内です。許可予定の隻数は16隻、船舶の総トン数は15トン未満、推進機関の馬力数は定め無し、漁業を営む者の資格については、資料36ページに記載のとおりとなっています。棒受け網漁業については、以上です。

次に、ばいかご漁業についてです。スライドは17番と18番です。スライド17番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域は、スライド18番の参考図に色付けしている火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先です。許可予定の隻数は1隻、その他の内容は資料40ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド19番を御覧ください。申請期間は、新規の許可が令和5年(2023年)10月23日から令和5年(2023年)10月31日までとしています。許可の有効期間満了に伴う許可のうち、中目流し網漁業及び棒受網漁業が令和5年(2023年)10月16日から令和5年(2023年)11月10日まで、ばいかご漁業が令和5年(2023年)10月23日から令和5年(2023年)11月17日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました。が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

ようございますか。

委員

はい

議長

ありがとうございます。それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは第1号議案については、「意見なし」と、答申いたします。
次に、第2号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針について」となっておりますが、水産振興課からその次の第3号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は第2号議案と関連する議案であることから、一括して説明したいとの申し出がっておりますので、第2号議案と第3号議案を一括しての説明としてよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第2号議案及び第3号議案にかけては、うなぎ稚魚漁業に関連した事項ですので、まとめて御説明をさせていただきます。その後、議案毎に御審議頂きたいと思っております。うなぎ稚魚漁業につきましては今年度より初めて許可制度へ移行する事柄であるため、これまでの経緯から説明させていただきます。少しお時間を頂く形となりますが、御了承頂きたいと思っております。

まず、うなぎの稚魚、所謂「シラスウナギ」の採捕を取り巻く状況について、概要を御説明します。

法令集の黄色の付箋のページを御覧ください。熊本県漁業調整規則において、採捕可能な魚介類の大きさや期間等を制限していますが、試験研究等の場合は、規則第53条の規定に基づく許可により、採捕制限を解除して採捕することが可能となっております。これまで、この規定に基づき、うなぎ養殖に必要なシラスウナギを特別採捕許可により採捕してきました。これは、全国的に同様の対応となっております。

資料43ページを御覧ください。

令和2年の漁業法改正において、悪質な密漁の対象となっている、なまこ、あわびと同じく、シラスウナギが特定水産動植物に指定され、密漁については、罰則を新設強化して、効果的な密漁対策を行うことになりました。

資料44ページ下段の適用除外の項目を御覧ください。特定水産動植物であるシラスウナギ等の採捕は、漁業権や許可に基づいて漁業を営む場合、試験研究等のために許可を受けて採捕する場合に限られることとなりました。

このため、本県では、漁業調整規則に基づき、令和5年12月から知事許可漁業のうなぎ稚魚漁業へ移行することとしています。

今回、第2号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な事項を規定する熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針について照会し、第3号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な制限措

置について諮問するものです。

各議案について御説明します。

まず、熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針についてです。資料45ページ以降を御覧ください。基本的には、昨年までのうなぎ種苗特別採捕許可取扱方針に基づき、方針案を作成しました。

第1条に目的、第2条から第9条までは許可をするに当たって公示する内容である漁業種類、漁業時期、操業区域などの制限措置を作成するための規定、許可の基準に関する規定を定めています。資料46ページにある第4条の許可の取扱基準においては、安定的にうなぎ養殖業を営むことができるよう、これまで特別採捕許可によりシラスウナギを採捕してきた者を再優先とし、その次に漁業生産力を高めるため、経験者を優先しています。資料48ページにある第10条から第12条には数量や漁具数の制限、第13条には申請手続き、第14条には許可をしない場合の基準を定めています。資料49ページの第15条以降は許可証の交付や報告等に関する規定を定めています。

資料50ページから52ページに別表として漁業種類ごとの漁業時期や許可をするに当たって付す条件を示しています。ここで、特別採捕許可からの主な変更点ですが、別表右から2つ目の列「漁業を営む者の資格」について、許可の対象者を(1)のうなぎ養殖業者や(2)の業種別組合としていましたが、(3)としてうなぎ養殖業者又は業種別組合と供給契約を締結した者を追加しました。また、供給先については、これまでは自家用又は自組合員用に限定していましたが、別表左から5列目許可等の条件エにあるとおり、申請時に提出を求める事業計画書に記載された供給先とすることとしました。これらの対応は、独占禁止法に抵触しないよう対応したものです。

次に資料51ページの提灯たぶ及び資料52ページのちょうちん網において別表左から3列目、4列目にある操業区域と漁業時期については、操業区域ごとに潮汐や各河川の実情に合わせた漁業時期の設定が必要となることから、各漁業権者との協議が整い、県が必要と認めた場合には漁業時期の終了日を4月1日から4月30日までの間に設定することを可能とする規定を追加しました。これも前述の事業計画書に記載することとしております。

資料54ページから59ページを御覧ください。第1号議案の説明にもありましたが、熊本県漁業調整規則の規定により、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定めることとなっています。制限措置は、61ページに示している許可証の記載内容となります。また、制限措置を定める際には、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されており、今回、諮問するものです。

制限措置は、漁業種類ごと、操業区域ごとに定める必要があり、海面におけるうなぎ稚魚漁業におきましては、たも網で抄うたも抄いと、定置網で採捕するちょうちん網に分かれています。

まず、たも抄いについて説明します。資料は54ページから57ページを御覧ください。今回、操業区域の異なる7つの制限措置の公示を予

定しています。各制限措置の操業区域は資料に記載のとおりです。漁業時期は、12月1日から翌年4月30日までの100日以内としていますが、県ホームページに公示する際には具体的な月日を記載することとします。船舶を使用しない制限措置については、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1人となっています。

船舶を使用する制限措置については、船舶ごとに許可をする必要があり、資料54ページの3つの制限措置のうち、上段と下段の制限措置については、それぞれ4隻と6隻の許可をする予定としています。漁業を営む者の資格については、別記のとおりです。

資料56ページを御覧ください。許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和5年10月23日から令和5年11月2日までを予定しています。また、3備考の(2)に許可をするに当たって付す条件を示しています。

次に、ちょうちん網についてです。資料は58ページから59ページを御覧ください。操業区域は資料に記載のとおりです。漁業時期は、12月1日から3月31日までの連続した100日以内としていますが、県ホームページに公示する際には具体的な月日を記載することとしています。提灯たぶにつきましては、船舶を使用しますので、船舶ごとに許可をする必要があり、許可すべき船舶の数は記載のとおりです。漁業を営む者の資格については、別記のとおりです。申請すべき期間はたも抄いと同様、令和5年10月23日から令和5年11月2日までを予定しています。また、3. 備考の(2)に許可をするに当たって付す条件を示しています。

制限措置の公示後の流れですが、申請者は、別途定める申請要領に従って、申請期間中に申請書を県へ提出します。県は、犯歴照会や書類の審査後、取扱方針に記載した許可の基準に従って許可し、許可証を交付します。

以上で説明を終わります。

なお、取扱方針及び制限措置ともに字数が多く、内容の変更を伴わない軽微な修正につきましては、当課に御一任いただくことも併せて、御審議のほどよろしく願います。

議長

ただ今、水産振興課から2号議案並びに3号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

ようございますか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、無いようですので、お諮りいたします。第2号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針について」、特に異議なしと回答してよろしいですか。

委員

はい。

議長

第2号議案については、「特に異議なし」と回答いたします。
引き続き、第3号議案についてお諮りいたします。第3号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第3号議案については、「特に意見なし」と答申します。
本日、事務局が予定した議案は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

ありません。

議長

事務局はありませんか。

事務局

事務局でございます。一点、御連絡がございまして、全国海区漁業調整委員会連合会の九州ブロック会議が11月16日、17日で開催予定となっております。九州各県から出されました意見におきまして、今年度事務局である佐賀県連合海区の方から意見照会が来ております。委員の皆様におかれましては、こちらのアンケートを実施させていただきますので、御対応の方よろしく願いいたします。

議長

それでは、これで第394回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。